

三 委員の数は七人及至十一人とすこと。  
 四 委員の任期は四年とし二年毎に半数交代を有すこと。  
 五 教育委員会の予算案編成及び予算執行の権限を確立すこと。  
 六 教育の人事については教育需給の調節、都道府県内の人事交流及び教育関係の負担関係等から見て都道府県委員会がその任免権を持つことと必要と認めし、但し地方の事情に即するため、市正教育委員会の具申権はこれを認むこと。  
 七 委員会が発足に当りて都道府県市正に於て設置経営すべき学校に就ては、事情に即するよう適宜に措置すること。  
 八 法律が成立してからの実施迄に適當の期向を置いて十分啓蒙宣傳を行すこと。

大甲第二四号

昭和三年五月十日  
 昭和三年五月十一日  
 昭和三年五月十一日  
 昭和三年五月十一日

内閣総理大臣

*(Signature)*

内閣官房長官

内閣官房次長

内閣事務官

西尾長次郎大臣	西	若原雅之助大臣	義	北村國勝大臣	永江國勝大臣
一松又三郎大臣	島	湯水田平次郎大臣	義	岡田清之助大臣	野津國勝大臣
水谷國勝大臣	水	豊橋國勝大臣	朝	加藤國勝大臣	梶野國勝大臣
東二道洋大臣	藤	竹田國勝大臣	敏	雷吉國勝大臣	梶野國勝大臣

別紙教育刷新委員会委員長報告  
 一、文化財の保存について

(主として國宝等の保存問題)  
右供覽

回付案

昭和二十三年五月十一日

内閣官房長官

大臣宛

教育刷新委員会委員長から文化財の  
保存について別紙のとおり報告があつたかう  
命によつて通知します。

昭和二十三年五月八日

教育刷新委員会委員長 原



内閣総務大臣 芦田 均

教育刷新委員会第六七回総会においまして左記事項を決議したのでこれを報告する。  
なおこの決議事項を速かに実現するよう取計らわれない。

記

一文化財の保存につき  
——主として國宝等の保存問題—— (別紙)

文化財の保存について

—主として国宝等の保存問題—

(昭和二十三年五月七日  
第六七回総会採択)

文化財殊に国宝等の保存行政は、現在国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律及び史蹟名勝天然紀念物保存法に基いて実施されているが、これらの保存状況は必ずしも完璧であるとは認められない。政府はこれら保存行政関係法令を改正して、保存に関する経費の増額、指定認定物件の課税対象からの除外及び公開、利用の方途を講じ、その完備を計ることを要望する。